

○ 逮捕術教範

(昭和43年3月21日警察庁訓令第3号)

(最近改正 令和2年3月13日警察庁訓令第4号)

(逮捕術の目的)

第1条 逮捕術は、警察官（皇宮護衛官を含む。以下同じ。）がその職務を執行するに当たり、犯人から攻撃または抵抗を受けた場合において、相手に与える打撃を最小限度にとどめながら、安全かつ効果的に、これを制圧逮捕することを目的とする。

(修得の義務)

第2条 警察官は、適切に職務を執行することができるようにするため、平素から逮捕術を反復訓練して、その修得に努めなければならない。

(実施の心得)

第3条 警察官は、逮捕術を用いるとき、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 相手に与える打撃は、制圧逮捕に必要な最小限度にとどめるようにすること。
- (2) とつさに、相手の態度、凶器の有無、人数等を識別するとともに、地形、地物その他の状況を考え、臨機応変にこれらを自己に有利に役立たせるようにすること。
- (3) 常に相手との間合いに注意し、不用意に相手に接近することのないようにすること。
- (4) 常に相手の機先を制し、ちゅうちよ、しゅん巡して制圧逮捕の機会を逸することのないようにすること。
- (5) 凶器を所持していると認められる相手に対しては、相手の挙動及び周囲の状況に応じて、自己の安全を十分に確保しながら、最も適切な措置を講ずること。
- (6) 相手が複数の場合は、不測の攻撃又は抵抗を受けることのないよう、常に相手を自己の視野に入れるように位置すること。
- (7) 警察官が複数の場合は、相互に緊密な連携を保ち、制圧逮捕に当たるようにすること。
- (8) 相手を完全に制圧逮捕した後も、相手の挙動および周囲の状況に注意し、不測の事態を招くことのないようにすること。

(訓練)

第4条 逮捕術の訓練は、警察官の職務執行の実際に即した方法によつて行わなければならない。

2 逮捕術の訓練に関し必要な事項は、別に定める。